

委 託 契 約 書 (案)

- 1 業 務 名 令和5年度 諏訪市公共下水道 社会資本整備総合交付金事業
管路施設調査業務
- 2 履 行 場 所 諏訪市内
- 3 履 行 期 間 令和5年5月 日から令和5年12月22日まで
- 4 委 託 料 金 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託料に110分の10を乗じて得た額である。

- 5 契約保証金 金 円とする。
受託者は、契約保証金を契約締結と同時に委託者に支払うものとする。
委託者は、受託者がこの契約による債務履行を完了したときは、速やかに契約保証金を返還するものとする。
なお、契約保証金には、利子を付さないものとする。
また、受託者がこの契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として委託者に納付しなければならない。

ただし、下記の条件に該当する場合は、その納付を免除するものとする。

○契約保証金の納付に代えて、国債、金融機関の保証等の担保を提供した場合

- 5 契約保証金 金 円とする。
受託者はその納付に代えて委託者に対して次の担保を提供する。
委託者は、受託者がこの契約による債務の履行を完了したときは、速やかに前項の担保を返還するものとする。

○契約保証金の納付を免除する場合（保険会社の履行保証保険の場合）

- 5 契約保証金 金 円とする。
工事事務等処理要綱第39条第1項第1号の規定によりその納付は免除する。ただし、受託者はこの契約の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険の締結後、その保険証券を委託者に寄託しなければならない。

○契約保証金の納付を免除する場合（過去2年間に2回以上の履行実績等により、履行確実の場合）

- 5 契約保証金 金 円とする。
工事事務等処理要綱第39条第1項第3号の規定によりその納付は免除する。ただし、受

託者が契約を履行しないときは、契約保証金に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

上記の委託業務について、委託者と受託者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書に従って公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約成立の証として、本契約書2通を作成し、委託者及び受託者はそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者

長野市大字南長野字幅下6 6 7 番6

公益財団法人長野県下水道公社 理事長 小林 透

受託者

(総則)

- 第1条 委託者と受託者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。
- 2 受託者は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委託業務の処理方法等)

- 第2条 受託者は、仕様書に基づき委託業務を実施しなければならない。
- 2 受託者は、前項の仕様書に定めのない事項については、委託者の指示を受け委託業務を実施しなければならない。
- 3 受託者は、委託業務を開始したときは、その旨を委託者に届け出なければならない。
- 4 受託者は、委託者から請求があったときは、委託業務の進捗状況について委託者に報告しなければならない。

(業務完了届及び検査)

- 第3条 受託者は、委託業務完了後速やかに完了届及び報告書等を委託者に提出しなければならない。
- 2 委託者は、前項の完了届及び報告書等の提出があったときは、10日以内に受託者の立会いの上でその検査を行い、合格したときは引渡しを受けるものとする。
- 3 受託者は、前項の規定による検査の結果不合格となったときは、委託者の指定する日までに補正して提出し、再度検査を受けなければならない。
- 4 前2項の規定による検査に要する費用は受託者の負担とする。

(委託料の支払)

- 第4条 委託者は、前条の規定により引渡しを受けた後、受託者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。
- 2 委託者が、その責に帰すべき事由により、前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その遅延日数は、前項に規定する日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が30日を超えるとときは、前項に規定する期間は、遅延日数が30日を超えた日に満了したものとみなす。

(危険負担)

- 第5条 第3条の規定による引渡し前に生じた成果品の亡失又はき損による損害は、受託者の負担とする。
- 2 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受託者が負担するものとする。ただし、その損害が委託者の責に帰する理由による場合においては、その損害のために生じた経費は委託者の負担とする。

(契約不適合責任)

- 第6条 受託者は、成果品の引渡し後1年間に、当該成果品に直ちに発見することができない、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものが発見されたときは、委託者の指定する日までに、自らの負担において当該成果品を修補し、又は代品を納入しなければならない。

(権利義務の譲渡、承継)

- 第7条 受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(再委託の禁止)

- 第8条 受託者は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(貸与品)

- 第9条 委託者は、委託業務の実施に必要な完成図書及び備付けの工具、器具及び備品については、受託者に無償で貸与するものとする。
- 2 受託者は、前項の貸与品の引渡しを受けたときは、委託者に借用書を提出するものとし、貸与期間中は、貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 受託者は、貸与品について台帳を作成し、その保管状況を常に明らかにしておかなければならない。
- 4 受託者は、委託業務が完了したときは、貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合、委託者は受託者の立会いの上で貸与品の検査を行うものとする。
- 5 受託者は、その責に帰すべき事由により、貸借物品を滅失又はき損したときは、代品を納入し、又は修理その他原状回復に必要な費用を委託者に支払わなければならない。

(契約内容の変更)

- 第10条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務内容を変更することができる。
- 2 前項の場合、委託者と受託者が協議の上、委託料、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。
- 3 委託者は、第1項の変更により受託者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約解除)

- 第11条 委託者は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができるものとする。
- (1) 受託者が、その責に帰すべき事由により、頭書3に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。
- (2) 受託者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から委託者が受けたとき。
- (3) 前各号の場合のほか、受託者がこの契約に違反したとき。

(談合その他の不正行為による解除)

- 第11条の2 委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第 7 条の 2 第 1 項の規定により課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- (2) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条の規定に該当し、刑が確定したとき。

（再委託契約に関する契約解除）

- 第 11 条の 3 委託者は、この契約の受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、受託者に対して再委託契約の解除を求めることができる。
- 2 委託者は、受託者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。

（債務不履行の損害賠償）

- 第 12 条 受託者は、その責に帰すべき事由により、頭書 3 に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は第 3 条第 1 項に規定する期限までに業務完了届（成果品）を提出しないときは、当該期限の翌日から委託業務を完了した日又は業務完了届（成果品）を提出した日までの日数に応じ、委託料に対し年 2.5 %の割合で計算した額の遅延損害金を委託者に支払わなければならない。
- 2 委託者は、その責に帰すべき事由により、第 4 条第 1 項に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し年 2.5%の割合で計算した額の遅延利息を受託者に支払わなければならない。
- 3 受託者は、第 6 条の場合において、委託者に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として委託者に支払わなければならない。
- 4 受託者は、第 11 条から第 11 条の 3 までの規定により契約が解除されたときは、頭書 5 に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として委託者に支払わなければならない。
- 5 委託者は、前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。
- 6 受託者は、第 1 項又は第 4 項の場合において、委託者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても委託者に支払わなければならない。

（賠償の予約）

- 第 13 条 受託者は、第 11 条の 2 の各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の 2 倍に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第 11 条の 2 第 1 号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条

第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売であるとき、その他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務）

第 14 条 受託者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（疑義の解決）

第 15 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、委託者受託者が協議して定めるものとする。